

川崎市山留め工事等の計画等に係る報告に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市建築基準法施行細則（平成5年川崎市規則第65号。以下「細則」という。）第13条第2項に規定する、山留め工事等の計画等に係る報告の提出手続きに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(山留め工事等施工計画概要書の提出)

第2条 細則第13条第2項（同項の表2の項又は3の項に掲げる建築物に限る。）に基づく山留め工事等の計画等に係る報告は、山留め工事等施工計画概要書（第1号様式）で提出するものとする。

(市長が指定するものに係る建築物又は工作物の工事)

第3条 細則第13条第2項に規定する市長が指定するものに係る建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の工事は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項若しくは第18条第3項（これらの規定を法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む）、又は法第6条の2第1項若しくは第18条第4項（これらの規定を法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む）の規定により確認済証の交付を受けた建築物等に係る工事とする。ただし、同項の表2の項又は3の項に掲げる建築物等の工事において、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第91号。以下「盛土規制法」という。）第12条又は都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。）第79条の規定に基づく許可条件に山留め工事等施工計画概要書の提出を附され、盛土規制法第17条又は都計法第36条の規定に基づく検査済証が交付されるまでに行われるものを除く。

附 則 （平成30年7月10日 30川ま建管第412号）

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月1日 2川ま建管第817号）

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則 （令和7年1月20日 6川ま建管第1317号）

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、細則第13条第2項に規定する市長が指定するものに「法第18条第4項（法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む）の規定により確認済証の交付を受けた建築物」を加える部分については、公布の日から施行する。

山留め工事等施工計画概要書・計画変更概要書

(あて先) 川崎市長

本工事において、下記の通り安全に山留め工事等を行います。 年 月 日

建築主 又は 造成主	住所 氏名			
工事施工者	住所 資格 会社名	建設業の許可(大臣・知事)登録第 号 (電話) 代表者名		
工事概要	工事名称			
	建築確認番号 開発・宅造許可番号	年 月 日 第 号 当初確認等番号 (第 号)		
	建築場所 又は 造成場所		用途	
	構造・規模	造、地上 階/地下 階、延べ面積 m ² 、擁壁の最大高さ m		
山留め工事等の 着手予定日	年 月 日			
山留めの 存置期間	年 月 日から 年 月 日まで(残置の場合はその旨を記載)			
最大 根切り工事の深さ 山留め工事の高さ	m			
根切り工事、山留め工事等を行う場合の危害の防止 ☐ 地下埋設物(ガス管や水道管等)の損壊による危害の発生を防止するための措置を講じている。 ☐ 地盤調査を行い、地層及び地下水の状況に応じた施工図を作成し、施工する計画となっている。 ☐ 建築物、工作物、崖、道路に近接して掘削を行う場合は現況調査を行い、危害防止措置を講じている。 ☐ 杭、鋼矢板等の根入れ長は、安定計算、支持力の計算、ボーリングやヒービングの計算等により、周辺地盤の安全を保持するための相当な深さとしている。 ☐ 山留めの主要な部分(切ばり、矢板、腹起し等)について、構造計算等により土圧に対する安全性を確認している。 ☐ 山留め工事・法面処理を施している間は必要に応じて点検を行い、異常を早期に発見すると共に、山留めを補強し、排水を行う等の安全な状態に維持するための措置を講じている。 ☐ 山留め・当該工法について十分に検討し、土質、地下水位等に応じた適切な工法等を選定している。 ☐ 切り取り面の土質に見合った勾配を保った掘削を計画している。				
緊急時連絡先	現場管理者	氏名	電話(現場事務所) 電話(携帯)	
	現場担当者	氏名	電話(現場事務所) 電話(携帯)	
※受付 処理欄	※備考			

注1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 山留め工事等施工計画概要書には、①案内図、②山留め平面概要図(敷地境界線、隣地高低差、山留め位置、山留め仕様、法面角度、周辺敷地(隣接建築物(工作物)の位置・規模・構造、道路、鉄道等)の状況を記載、③山留め断面概要図(根切り工事の深さ、山留め工事の高さ、根入れ長を記載、④山留め工事等工程表を添付し、1部提出してください。
3 計画に変更が生じた場合には再度施工計画概要書を提出してください。
4 工事により敷地外の道路や周辺家屋に被害が発生した場合は、各関係機関に連絡する他、書類提出先にもご連絡ください。